

川崎市聴聞等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市聴聞等に関する規則 平成6年9月30日規則第46号 (聴聞の通知の方式)</p>	<p>○川崎市聴聞等に関する規則 平成6年9月30日規則第46号 (聴聞の通知の方式)</p>
<p>第2条 法第15条第1項、県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項に規定する聴聞の通知は、聴聞通知書(第1号様式)によるものとする。 2 法第15条第4項(法第22条第3項において準用する場合を含む。)、県条例第15条第4項(県条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )又は市条例第15条第4項(市条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )に規定する掲示場は、川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場とする。</p>	<p>第2条 法第15条第1項、県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項に規定する聴聞の通知は、聴聞通知書(第1号様式)によるものとする。 2 法第15条第3項(法第22条第3項において準用する場合を含む。 )、県条例第15条第3項(県条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )又は市条例第15条第3項(市条例第22条第3項において準用する場合を含む。 )に規定する掲示場は、川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)第3条に規定する掲示場とする。</p>
<p>3 市条例第15条第4項(市条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。 )に規定する規則で定める方法は、<u>行政庁(公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。 )の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。 )と公示事項(市条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。 )の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。 )とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。 )を使用するもの</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 行政庁が法第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)、県条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)<u>又は市条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第4項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)</u>において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人(その時までに法第17条第1項、県条例第17条第1項又は市条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。第11条において同じ。)に通知しなければならない。</p>	<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第3条 行政庁(公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を除く。以下同じ。)</u>が法第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)、<u>県条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)</u>又は市条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。))において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人(その時までに法第17条第1項、<u>県条例第17条第1項又は市条例第17条第1項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。第11条において同じ。)</u>に通知しなければならない。</p>